

広島県告示第五百三十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第二十二条の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十八条第一項の規定によつて広島県知事の登録を受けている者（以下「登録者」という。）で、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のように指定する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会が法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により広島県内において実施する講習。
- 二 登録者がやむを得ない事情により前号の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて指定した講習で、広島県知事が特に認めたもの。
- 三 昭和五十六年広島県告示第二百二十六号（宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定）は、廃止する。